

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	
zB030001	全省庁	府省における官房基幹業務					現在、国の会計事務は、会計法等関係法令に基づき行っている。要望にあるような国の会計事務を市場化テストの対象とするか否かについては、会計法等関係法令の改正が必要となることから、これら法令を所管していない内閣府・内閣官房においては、回答は不可能である。 なお、「物品調達、物品管理、謝金、諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき新たなシステムを開発中であり、どこまで外部委託が可能であるかについて、システムの開発状況等を勘案しながら、検討する予定。					HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	
zB030002	内閣府	国における市場化テストの対象事業を第一号法定受託事務も含めることとして実施されたい。	-	-	b	-	「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)では、市場化テストの検討対象は、国及び地方公共団体の全ての事業とされており、原則として、第一号法定受託事務であっても市場化テストの対象から排除されるものではないと考えている。 しかしながら、第一号法定受託事務は地方公共団体が処理する事務であり、これらの事務を市場化テストの対象とするか否かの一次的な判断は、当該事務を処理する地方公共団体において行うことが適当であり、当該事務について、一律に国における市場化テストの対象とすることが可能かどうかについては、慎重な検討を要するものと考えている。 なお、地方公共団体が、その事業(法定受託事務を含む。)を市場化テストの対象としようとするに当たり、法令の規定がこれを阻害している場合には、上記「3か年計画」を踏まえ、所要の措置を講ずる方向で検討してまいりたい。						

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB030001	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	15	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考えられる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	特になし	性能発注方式による入札条件の設定 サービスの質を評価する総合評価基準の採用 リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
zB030002	内閣府	国における市場化テストの対象事業を第一号法定受託事務も含めることとして実施されたい。	5059	5059B001	1	1	市場化テスト推進協議会	1	国における市場化テストの対象事業を第一号法定受託事務も含めることとして実施されたい。	現在検討中の国における市場化テストについては(第一号)法定受託事務の取り扱いが明確でないところ、市場化テスト法(仮称)の検討にあたってはこれを国における市場化テストの対象として含める方向で検討されたい。	法定受託事務は住民に身近な行政サービスであり効率性と質の向上を図るべきニーズは高い。他方、市場化テストは行政サービスの質と効率性の向上を図るものであるところ、法定受託事務についても市場化テストの対象であることを明確とし、かつ積極的にその対象とすべきと考えられる。	法定受託事務についてはその処理について国による関与が予定されているところ、国による関与の一つの類型として、第一号法定受託事務につき国の市場化テストの対象とするか、または、民間からの提案がなされた場合に地方自治法245条の7(講ずべき措置)245条の9(処理基準)の一環として、245条の3に留意しつつ、地方公共団体に対して市場化テスト実施を働きかけること、及び、地方公共団体が法定受託事務につき市場化テストを実施できることを、市場化テスト法(仮称)において明確に規定されたい。	(規定新設要望のため特になし)	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030003	内閣府	法定受託事務に関する注意規定の新設	-	-	b	-	「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)では、市場化テストの検討対象は、国及び地方公共団体の全ての事業とされており、原則として、第一号法定受託事務であっても市場化テストの対象から排除されるものではないと考えている。 第一号法定受託事務は地方公共団体が処理する事務であり、これらの事務を市場化テストの対象とするか否かの一次的な判断は、当該事務を処理する地方公共団体において行うことが適当であり、当該事務について、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストの対象とすることも、現行法令上、一般的に禁止されてははいないものと考えている。 ただし、地方公共団体が、その事業(法定受託事務を含む。)を市場化テストの対象としようとするに当たり、個別の事業法等の規定がこれを阻害している場合も想定されることから、このような場合には、上記「3か年計画」を踏まえ、所要の措置を講ずる方向で検討してまいりたい。					
zB030004	内閣府	市場化テスト民間提案における官の側のジョイントベンチャー応諾義務付け規定の新設	-	-	b	-	ご提案の法律による官の側のジョイントベンチャー応諾義務付けについては慎重に検討する必要がありますが、対象事業の範囲については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、市場化テストの「対象事業の決定に当たっては、民間事業者等からの提案を毎年度定期的に幅広く受け付け、これらを尊重しつつ、可能な限り幅広い事業を、政府において決定し、また、「これに伴い講ずべき措置(関連する規制改革及び官民間の競争条件の均一化措置等)をリスト化し、決定・公表することとしております。」 これらの点を踏まえ、内閣府(市場化テスト推進室)としては、市場化テストの平成18年度からの本格的導入に向け、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案(仮称)」を平成17年度中に策定すべく、速やかに制度のあり方を検討してまいりたいと考えております。 なお、落札者に対する官の連携・協力については、「官民競争入札の実施に関する方針」において定めておくべき事項であると考えられますが、内閣府(市場化テスト推進室)としては、この実施方針の策定は、対象となる公共サービスの所管省庁が、民間事業者等からの改善提案を幅広く受け付け、これらを最大限尊重し、「第三者機関」の議を経て決定する制度とすべきと考えております。 このような枠組みを通じ、官民のジョイントベンチャーを求める民間事業者の提案も最大限尊重されるよう、また、官民のジョイントベンチャーという形で官民競争入札に提案・参加し、これに基づいて落札した民間事業者に対し官が十分な協力を行うよう、措置してまいりたいと考えております。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB030003	内閣府	法定受託事務に関する注意規定の新設	5059	5059B002	1	1	市場化テスト推進協議会	2	法定受託事務に関する注意規定の新設	地方公共団体が(第一号)法定受託事務につき市場化テストを実施できることを明確化されたい。また、法定受託事務の処理に関しては国の関与が予定されているところ、自治体が法定受託事務について市場化テストを実施した場合、市場化テストの実施それ自体を不適切な事務処理方法として関与することがないように確認規定を設けられたい。	法定受託事務については地方公共団体の事務とされつつもその処理に国の関与が可能となっており、地方公共団体がこれを市場化テストの対象とすることの可否が判然としない。このため、自治体が法定受託事務についても市場化テストを実施できることを明確化し、自治体の市場化テスト実施を支援されたい。また、法定受託事務はその処理について国の関与が予定されているところ、具体的なビジネスプランの内容についてでなく、そもそも市場化テストにかけること自体が不適切な事務処理であるとして国が関与するならば自治体の市場化テスト実施の阻害要因となる恐れがある。かかることがないように確認規定を設けられたい。		(規定新設要望のため特になし)	
zB030004	内閣府	市場化テスト民間提案における官の側のジョイントベンチャー応諾義務付け規定の新設	5059	5059B003	1	1	市場化テスト推進協議会	3	市場化テスト民間提案における官の側のジョイントベンチャー応諾義務付け規定の新設	市場化テストにおいて、民間事業者が官とのジョイントベンチャー(以下、JVと略称)によるビジネスプランを提案し、これが選定された場合、正当な理由がない限り官がかかるビジネスプランに対応すべきことを市場化テスト法(仮称)に規定されたい。	市場化テストでは官と民とが競争することとなり、官民が共同で事業を運営することは直接には想定されていない。しかし、いわゆる公権力の行使に関する業務など、法令の定めなき限り私人の執行が不可能とされる業務は多く、民間のみで落札できる事業は形式上は限られることも事実である。こうした中で、官と民とのJV形式による事業運営が可能であれば、行政サービスの質を維持し法令を遵守しつつ効率性を向上させることが可能である。また、民間が多数の業務に参入可能となる点も非常に大きな利点である。実際にも、公権力の行使の中核部分のみを官が担い、その他の大部分の業務を民間が担うという形で一部委託が実施されている例は自治体レベルでは少なくないと言われているところである。しかし、仮に民間がこのようなJV形式での提案を行い落札したとしても、落札後、官がJV方式での事業運営に協力しなければ、落札事業者は債務を履行できない可能性が高い。こうした事態を防止し、市場化テストを積極的に推進するためにも、なんらかの対策が必要である。	落札提案の内容が行政側と共同で業務運営するものであった場合、正当な理由がない限り、行政側はこの提案内容に基づき民間と共同で業務運営に必ずべきことを市場化テスト法に盛り込まれたい。なお、ここでの正当な理由としては選定時と比較して著しい事情変更が生じた場合、審査に重大明白な瑕疵が存在した場合、提案内容に虚偽の内容が含まれているか、提案の瑕疵が重大であるにもかかわらずその補正に応じない場合、その他、協働して事業を運営することがもはや困難な程度に信頼関係が破壊されたことなどが考えられる。	(規定新設要望のため特になし)	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030005	内閣府	公益法人などの随意契約による業務委託への市場化テスト的手法の導入	-	-	b	-	内閣府(市場化テスト推進室)としては、ご提案の趣旨を踏まえ、各府省と特殊法人、公益法人などとの間で随意契約が行われている事業についても、必要と判断される場合は、官民競争入札の対象とする公共サービスに準ずる事業として、規制の特例措置の適用、第三者機関の監視等の必要な措置を講ずるよう、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案(仮称)」を平成17年度中に策定すべく、速やかに制度のあり方を検討してまいりたいと考えております。					
zB030006	内閣府	条例による政省令上書き規定の新設	-	-	b	-	地方公共団体が市場化テストを導入・実施しようとする場合に、一律に、広く政省令に抵触する事項を条例で定めることができるよう法制上の措置を講ずることは、法体系の一貫性を確保することができなくなるおそれがあるため、慎重な検討を要するものと考えます。 むしろ、御指摘のような、地方公共団体が市場化テストを導入・実施しようとする場合であって、個別の事業の性格等にかんがみ、当該事業に関する政省令の規定にかかわらず、地域の実情に応じた対応等を行う必要があると認められる場合には、上記「3か年計画」を踏まえ、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)」(仮称)に基づく政省令の中で、当該事業に関する政省令の特定の規定について必要な特例を定め、一定のプロセスを経ることによって当該特例が適用される仕組みとするなどの方向で検討してまいりたい。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB030005	内閣府	公益法人などの随意契約による業務委託への市場化テスト的手法の導入	5059	5059B004	1	1	市場化テスト推進協議会	4	公益法人などの随意契約による業務委託への市場化テスト的手法の導入		特殊法人や公益法人との間で随意契約により委託されている業務については、民間で実施可能なものも多く含まれている。しかしながら、これらは国の業務ではあるものの、既に委託がなされており、また、現在検討中の市場化テストでは対象となるか否かが判然としない。独占こそが非効率と質の低下を惹起するものであるとすれば、随意契約により実質的に特殊法人や公益法人が独占している業務についても市場化テストの対象とすべきである。	特殊法人や公益法人の間における随意契約対象業務についても本来国の事業であるため、市場化テスト法(仮称)において、会計法第29条の三第4項にかかわらず市場化テストの対象事業となることを規定すべきである。 (なお、この場合、既に委託を実施している事業であるため実際には国が入札に参加しない可能性も高いが、この場合通常の競争入札となる。) 随意契約によるもののほか、公募期間・入札公告期間が極端に短期間であるような公募・入札についても同様とすべきである。	会計法第29条の三第4項	
zB030006	内閣府	条例による政省令上書き規定の新設	5059	5059B005	1	1	市場化テスト推進協議会	5	条例による政省令上書き規定の新設	自治体が市場化テストを実施した場合、税財源措置の変動に関しない限りにおいて、条例による政省令上書きを認める規定を新設されたい。	市場化テストでは官民双方の創意工夫により良質で効率的な行政サービスの提供を実現していくことが目指される。しかしながら、行政サービスの提供方法につき一挙手一投足に至るまで規定されるのでは良質で効率的な行政サービスの提供は困難である。 この点、現状では、法律よりもむしろ政省令がかかる緻密な規制を行っているところと指摘されるところである。 法律を補完する原則ルールとしての政省令の必要性は十分に理解しえところ、他方、これに加えて地域の実情に応じた柔軟な対応の途も創設することで、より適切な法律の運用が可能となるものと考えられる。 かかる観点から、市場化テスト法(仮称)において条例による政省令上書き規定を設け、自治体が市場化テスト法所定のプロセスを履践した場合には条例による政省令の上書きを認めることで、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能ならしめ、官民双方の創意工夫の実現を根拠付けることとされたい。	市場化テスト法(仮称)において、地方自治法第14条第1項の規定にかかわらず、自治体が条例により政省令の上書きを認める旨の規定を新設されたい。 なお、政省令の規定のうち、当面は、税財源措置の変動にかかわる規定についてはかかる上書きの対象とはせず、行政サービスの提供方法にかかわる規定についてのみ対象とすることで実務上は有益である。	地方自治法第14条第1項	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030007	(内閣府)	防犯灯管理の市場化テスト	-	<p>市場化テストについては、地方公共団体における公共サービスの効率化、質の維持向上を図っていく観点からも、重要な意義を持つものと考えております。地方公共団体における市場化テストについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において国は、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行うこととされております。</p> <p>これをふまえ、地方公共団体の業務を市場化テストにかけるとの様々なご提案につきましては、上記「3か年計画(改定)」に基づき、地方公共団体における市場化テストの導入・実施を阻害している現行法令があれば、その改正等環境整備につき、引き続き、当該法令所管府省と協議・調整を進めてまいります。</p> <p>また、ご提案の事業を実際に市場化テストに掛けるか否かについては、各地方公共団体の自発的なご判断によりますので、内閣府としては、いただいたご提案内容を広く地方公共団体に対して周知して参りたいと考えております。</p> <p>なお、防犯灯の管理方法について所管する省庁は無く、各自治体によって設置および電気料金の支払いを市が行うもの、設置費用および電気料金の一部を市が負担するもの等、様々な管理方法をとっています。また、電球の交換等も含め最終的な管理は町内会等で行っています。</p>	d, e	-	左記の通り、管理方法は各自治体に委ねられており、入札によって業社を選定しているケースもある。					
zB030008	内閣府 総務省 財務省 経済産業省	統計調査業務の市場化テスト			a (この措置の分類は「企業行動に関するアンケート調査」についてのものであり、「法人企業景気予測調査」の措置の分類については、財務省にて回答。		<p>「企業行動に関するアンケート調査」については、平成15年度までは、実査から集計まで一括して随意契約により民間委託してきたが、平成16年度より競争入札に切り替え、一層の民間開放を図っている。</p> <p>「法人企業景気予測調査」については、財務省との共管調査として、財務省の地方財務局を介して実施している。今回の回答については、財務省と調整の結果、財務省より回答することとした。</p>		実査から集計まで一括して民間委託しているとのことであるが、例えば、標本設計や審査など、現在、民間開放の対象となっていない業務についても民間開放すべきと考えるが、貴研究所の考え如何。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB030007	(内閣府)	防犯灯管理の市場化テスト	5067	5067B006	1	1	つくば市議会議員 五十嵐立青	6	防犯灯管理の市場化テスト	防犯灯管理業務を広く市場化テストにかける	<p>現在、防犯灯管理業務は自治体から委託を受けた電力業者により独占的に行われているが、業務内容を簡易な設備管理であり、様々な企業において対応可能な業務である。</p> <p>民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。</p> <p>1. コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2. 利用者にとってのサービス・品質の向上 受益者負担の構造の導入などにより一律のサービス水準を地域住民の意図により変更することができるようになる。また、求める安全水準などに応じて多様なサービスを提供することができるようになる。</p>	自治体の管理する防犯灯管理業務全般		
zB030008	内閣府 総務省 財務省 経済産業省	統計調査業務の市場化テスト	5068	5068B007	1	4	個人	7	統計調査業務の市場化テスト	統計調査業務の市場化テスト	<p>現在、官が実施している指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務 具体的には以下の統計が想定される</p> <p>(内閣府所轄の承認統計) 企業行動に関するアンケート調査、法人企業景気予測調査 (総務省所轄の指定統計) 個人企業経済調査、事業所・企業統計、サービス業基本調査 (経済産業省の指定統計) 商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査、企業活動基本調査、 (中小企業庁所轄の承認統計) 企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、下請中小企業短期動向調査、中小企業経営調査、商業・サービス業設備投資動向調査 その他、平成17年度に資源エネルギー庁が実施する予定のエネルギー統計など 企業・事業所を被調査先とする統計調査</p>	<p>統計調査業務に市場化テストを実施することにより、以下のような効果実現が図られるものと期待される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業・事業所については、調査後の倒産や開業、合併・休眠・廃業などを迅速な反映 ・統計データの省庁間相互利用、民間活用への促進(アクセス改善) ・オンライン報告の導入の促進 	統計法 第5条や第12条、統計報告調整法第3条等	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030009	(内閣府)	会計検査業務受託(政府検査業務)										
zB030010	全省庁	公用車の運転業務受託		幹部等の送迎、移動及び荷物の運搬による運行業務を実施。	d		公用車サービスとして既に年度ごとに自動車運転業務委託契約として一般競争入札により運転業務委託を一部実施している。		引き続きアウトソーシングの範囲の拡大を検討願いたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB030009	(内閣府)	会計検査業務受託(政府検査業務)	5069	5069B005	1	1	個人	5	会計検査業務受託(政府検査業務)	現在会計検査院が実施している政府検査のうち、省庁別財務諸表や特殊法人の財務諸表について、正確性の見地から行なう検査について市場化テストを実施するもの	現在会計検査院が行っている業務のうち、主に正確性の視点から省庁別および特殊法人の財務諸表の監査を行い、保証機能を果たすものについては、民間の監査法人が専門的なノウハウや経験を有しており、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため	省庁別財務諸表や特殊法人の財務諸表に関する正確性の監査業務	会計検査院法等の関連法制を見直し、民間の監査者に対して会計検査院の有するものと同様の検査権限を確保することが求められる	
zB030010	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	15	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わるところはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	調査中	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030011	全府省	バックオフィス系業務の民間委託							HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。			
zB030012	内閣府	消費者被害防止のための情報提供業務							HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB030011	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	15	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する		
zB030012	内閣府	消費者被害防止のための情報提供業務	5074	5074B001	1	1	株式会社 日刊編集センター	1	消費者被害防止のための情報提供業務	国民生活センター業務方法書第2章第3条三「国民生活の改善に関する情報を放送、出版、インターネット等を媒体として提供する」の内、インターネット等を媒体とする情報提供業務を民間開放する。	民間ノウハウ導入でIT活用をさらに推進、これにより現行のホームページ以外の新たな情報提供方法構築が期待でき、消費者被害未然防止、拡大防止のための情報を、広く速く速やかに、かつ着実に提供することが可能になる。	1:国民生活センター収集・分析の情報を、全国の新聞社、雑誌社、放送局、ポータルサイト等マスコミ各社に向け、加工・配信し、各媒体のコンテンツに活用してもらうことで情報の浸透を図る(弊社は、テレビ・ラジオ番組情報やスポーツ情報の配信を主業務としており、全国122媒体の新聞・雑誌、約50媒体の放送局・ポータルサイト等と営業実績があり、各媒体の性質に適合するコンテンツ創出・配信ノウハウを蓄積している)。 2:国民生活センター携帯サイトの管理・運用を民間委託することで、必要とされる情報を必要とする消費者に着実に届けるための創意工夫を図る(弊社は、番組情報・スポーツ情報の携帯サイト向け加工・配信を行っており、携帯向けコンテンツ創出のノウハウを蓄積している)。3:視覚障がい者への音声による情報提供、高齢者へのFAXによる情報提供などハンディキャップを持つ方への情報提供(弊社では、日本視覚障がい情報普及支援協会へ日本発のSPコード版テレビ番組表データを配信しており、ハンディキャップを持つ方への情報提供の実績がある。また、音声変換システムを使った情報配信やダイヤルQ2を利用したFAX情報配信も行っている)。		添付資料「SPコード版テレビ番組表」について(弊社ホームページより)>具体的事業の実施内容の3の項

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030013	内閣府、総務省、財務省、経済産業省	統計調査事業			a (この措置の分類は「企業行動に関するアンケート調査」についてのものであり、「法人企業景気予測調査」の措置の分類については、財務省にて回答。		「企業行動に関するアンケート調査」については、平成15年度までは、実査から集計まで一括して随意契約により民間委託してきたが、平成16年度より競争入札に切り替え、一層の民間開放を図っている。 「法人企業景気予測調査」については、財務省との共管調査として、財務省の地方財務局を介して実施している。今回の回答については、財務省と調整の結果、財務省より回答することとした。		実査から集計まで一括して民間委託しているとのことであるが、例えば、標本設計や審査など、現在、民間開放の対象となっていない業務についても民間開放すべきと考えるが、貴研究所の考え如何。			
zB030014	全府省	庁舎内サービスセンター事業							HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB030013	内閣府、総務 省、財務省、 経済産業省	統計調査事業	5084	5084B001	1	4	民間企業	1	統計調査事業	<p>現在官が行っている指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務。 具体的には、調査実施時期や規模、法規制の緩和状況などの要件が揃えば、下記に掲げる調査事業などが市場化テストの対象になると考えます。</p> <p>(内閣府所轄の承認統計) 企業行動に関するアンケート調査、法人企業景気予測調査 (総務省所轄の指定統計) 個人企業経済調査、事業所・企業統計、サービス業基本調査 (経済産業省の指定統計) 商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査、企業活動基本調査、工場立地動向調査 (中小企業庁所轄の承認統計) 企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、下請中小企業短期動向調査、中小企業経営調査、商業・サービス業設備投資動向調査 その他、平成17年度に資源エネルギー庁が実施する予定のエネルギー統計など企業・事業所を被調査先とする統計調査。</p>	<p>(1) 企業を被調査先とする調査は、調査後の倒産や開業、合併・休眠・廃業などを迅速に反映できておらず、実態とのズレが生じているが、民間などの各種データを活用して統計データを更新すれば実態性を高められます。 (2) 民間の「名寄せ」の技術などを活用すれば、被調査先企業を効率的に一元管理でき、各種統計調査を一つのデータベースように登録・保管、多面的な検索が可能となり、民間活用を促進させることができる。 (3) 民間が先行するオンライン調査の技術が導入でき、より迅速な調査報告が可能となる。</p>	<p>(1) 統計法5条：政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。 国等から委託を受けた事業者も、人又は法人等に対して申告を命ずることができるようにしていただきたい。 (2) 統計法12条：統計調査員を置くことができるのは、政府、地方公共団体の長又は教育委員会に限られている。 委託を受けた事業者も統計調査員を置くことができるように改正していただきたい。 (3) 統計報告調整法第3条：「統計報告」の定義は、「行政機関が、直接又は地方公共団体の機関を通じ、人又は法人等に対して、報告様式を示して提出を求める一定の時点又は期間についての報告」と定義されており、民間事業者が被調査主体に対して報告を求める際に問題があるのではないかと。「直接又は地方公共団体の機関を通じ」を「直接、地方公共団体又はそれらのものから委託を受けた機関を通じ」にしていきたい。 (4) 「統計調査の民間委託に関するガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)：民間委託の推進対象業務の範囲等の(注)において、調査員調査による統計調査の民間委託を推進対象としないと定義されているように理解できます。 調査員調査の民間委託推進のガイドラインを作っていただきたい。</p>		
zB030014	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	15	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	<p>各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。</p>	<p>市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。</p>	<p>全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス</p>	<p>特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。</p>	<p>別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由：内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030016	内閣府	第三セクターの運営する各種施設、機関の利用料金のクレジットカード決済の導入			d		第三セクターの運営する各種施設、機関の利用料金を支払いに、クレジットカード決済を導入することのご提案ですが、第三セクターは、地方公共団体が出資を行い設立された機関ではありませんが、その形態は、株式会社や公益法人等多様であり、第三セクターであることをもって料金の徴収にクレジットカード決済を導入することを規制する法制度とはなっておりません。クレジットカード決済の導入は規制されておりません。料金の徴収にクレジットカード決済を導入するか否かは、個別の第三セクターの判断にゆだねられております。					
zB030017	内閣府	市場化テストによる委託事業者への指揮命令権の付与	-	-	b	-	法律に基づき全ての対象事業に共通して一律に発注者である官に落札者に対する指揮命令権を付与することについては、その要否につき引き続き慎重な検討を行う必要があり、むしろ、個々の対象事業の態様等を踏まえ、個別具体的に検討・措置していくことが適当ではないかと考えております。 このような考え方のもと、内閣府(市場化テスト推進室)としては、市場化テストの平成18年度からの本格的導入に向け、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案(仮称)」を平成17年度中に策定すべく、速やかに制度のあり方を検討してまいりたいと考えております。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB030016	内閣府	第三セクターの運営する各種施設、機関の利用料金のクレジットカード決済の導入	5103	5103B005	1	1	株式会社オーエムシーカード	5	第三セクターの運営する各種施設、機関の利用料金のクレジットカード決済の導入	第三セクターの運営する交通機関、施設の運賃、入場料、利用料、家賃等の支払いに対し、消費者に決済手段の多様化と利便性を提供する手段としてのクレジットカード決済の導入	第三セクターの運営する交通機関、施設の運賃、入場料、利用料、家賃等の支払いに対し、クレジットカードの導入が遅れており、消費者に支払い方法の多様化と利便性を提供するためクレジットカード決済を活用したい			
zB030017	内閣府	市場化テストによる委託事業者への指揮命令権の付与	5110	5110B005	1	1	足立区	5	市場化テストによる委託事業者への指揮命令権の付与	通常、民間事業者に業務委託を委託契約に基づき委託すると、行政機関側は委託業務従事者に対する直接的な指揮命令権が生じない。一方、労働者派遣契約においては、あらかじめ定める現場責任者の指揮命令を受ける。 市場化テストにより官の業務であった事務の処理を委託する場合は、委託業務従事者が業務遂行する過程において、行政機関の指揮監督下に置き、必要に応じて指導できるよう、国が予定している法制化の際に規定されたい。	窓口業務という直接的な住民対応を行なうフロントオフィス機能のサービスを民間企業が実施する場合において、職員との連携した対応は不可欠なため、場面に応じた指導などが起こり得る。業務委託関係が労働者派遣関係かにとられることなく必要に応じた指導が可能となることにより、円滑な事務処理、サービス提供が可能となる。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030018	内閣府	市場化テストによる委託事業者への複数年契約期間の付与	-	-	b	-	「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)では、「契約期間は、複数年度とすることが望ましい」とされており、これを踏まえ、複数年の委託が可能な制度を検討しております。 なお、地方公共団体は、現行制度の下においても、地方自治法第214条の規定に基づき、予算の定めるところにより債務負担行為を行うことが可能と考えられますが、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)」(仮称)を平成17年度中に国会に提出するべく行っている作業の中で、特段の法制上の措置の要否についても検討してまいりたい。					
zB030019	内閣府	市場化テスト法の早期制定	-	-	b	-	ご提案の趣旨が実現されるよう、内閣府(市場化テスト推進室)としては、市場化テストの平成18年度からの本格的導入に向け、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案(仮称)」を平成17年度中に策定すべく、速やかに制度のあり方を検討してまいりたいと考えております。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB030018	内閣府	市場化テストによる委託事業者への複数 年契約期間の付与	5110	5110B006	1	1	足立区	6	市場化テストによる委託事業者への複数年 契約期間の付与	通常の業務委託契約では、単年度契約 となってしまう。毎年度受託事業者が変 更となると、業務知識・経験の蓄積が生 かされず、不効率である。 市場化テストにおいては受託事業者と の複数年契約が可能となるよう規定され たい。	知識・経験は複数年その業務を賄うこ とにより得られ、1年という単年度では委 託した効果が出にくい。民間事業側の知 識・経験の蓄積を促すとともに民間事業 者間の競争を促進することにより、民間 事業者による効率的なサービス提供が期 待でき、結果として住民サービスの向上 に寄与すると考える。			
zB030019	内閣府	市場化テスト法の早期制定	5130	5130B001	1	1	民間企業	1	市場化テスト法の早期制定	「市場化テスト法」の制定による民間開 放の推進	厳しい経済状況が続くわが国において は、民間部門での新たなビジネスチャン スの創造と行政経営の健全化が強く求め られています。この2点を両立させる切 り札として「市場」と「競争」を通じて 「公共サービスの民間開放」を進めてい く「市場化テスト」の導入に大きな期待 が寄せられているところです。そこで、 市場化テスト法を早期に法制化し、早期 に本格実施に移られることを要望いたし ます。			添付資料： 「市場化テスト の推進にかかる 要望書」 1 市場化テスト 法の早期制定 2 市場化テスト 法の制定にあ たってご留意い ただきたい事項 3 その他市場化 テストの対象と すべき具体的事 業

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030020	内閣府	市場化テストの実施にあたっては、その対象に特殊法人も含めること	-	-	b	-	「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)では、市場化テストの検討対象は、国(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む、以下同じ。)及び地方公共団体の全ての事業とされているところであり、このため、内閣府(市場化テスト推進室)としては、ご提案の趣旨を踏まえて、市場化テストの平成18年度からの本格的導入に向け、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案(仮称)」を平成17年度中に策定すべく、速やかに制度のあり方を検討してまいりたいと考えております。					
zB030021	内閣府	市場化テストの実施にあたっては提案内容に重きをおいた評価方法を採用し、低価格入札を排除すること	-	-	b	-	「評価基準は、客観的なものとし、その本来の目的にかんがみ、サービスの質・価格等に着眼した総合的な基準を適用する。」(規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定))とされていることから、具体的な評価基準のあり方については、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等という市場化テストの目的に沿って、更に検討してまいりたい。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望	
zB030020	内閣府	市場化テストの実施にあたっては、その対象に特殊法人も含めること	5130	5130B002	1	1	民間企業	2	市場化テストの実施にあたっては、その対象に特殊法人も含めること	市場化テスト事業の対象に特殊法人の事業も含めること	市場化テストの実をあげるためには、純粋な「官」の事業のみにとどまらず、行政の強い支配・影響下にある公益法人等の事業もその対象としていくことが不可欠です。かかる公益法人等も市場化テストの対象とすることにより、官主導で密室的に進められていると批判されがちな現在の特殊法人改革や公益法人改革を、より透明で国民に分かりやすい形で実施していくことができるものと期待されます。				添付資料： 「市場化テストの推進にかかる要望書」 1 市場化テスト法の早期制定 2 市場化テスト法の制定にあたってご留意いただきたい事項 3 その他市場化テストの対象とすべき具体的事業
zB030021	内閣府	市場化テストの実施にあたっては提案内容に重きをおいた評価方法を採用し、低価格入札を排除すること	5130	5130B003	1	1	民間企業	3	市場化テストの実施にあたっては提案内容に重きをおいた評価方法を採用し、低価格入札を排除すること	市場化テストの実施にあたっては、総合評価方式の加算方式を採用するなど、提案内容に重きをおいた評価方法を採用すべきである	現行の入札制度では価格が決定的な要素となるため、これまで対象事業の委託を受けてきた公益法人等が極端な低価格で落札することが可能となっています。これは民間事業者の参入意欲を著しく減退させ、市場化テスト事業そのものの効果を失わせる事態を招くものです。市場化テスト本来の目的を達するため、提案の内容に基づいて最も適切な主体が選定される評価方法を採用することが不可欠です。				添付資料： 「市場化テストの推進にかかる要望書」 1 市場化テスト法の早期制定 2 市場化テスト法の制定にあたってご留意いただきたい事項 3 その他市場化テストの対象とすべき具体的事業

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030022	内閣府	市場化テストの実施にあたり、低入札価格調査の透明性の確保と事後チェックの徹底を図ること	-	-	b	-	<p>規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)において、「官民間の競争条件の均一化等が継続的に確保されるようにするため、透明性・中立性・公正性の観点から、市場化テストの実施プロセスに対し、中立的な第三者機関が監視等を行う」とされており、また、「落札者は、定期的に、落札条件・契約条件に基づきサービスを提供しているか否か等についてのモニタリングを受ける。落札者が官である場合にも、同様にモニタリングを受けるものとする。また、一定期間後に、再入札を実施する。」こととされております。</p> <p>内閣府(市場化テスト推進室)としては、ご提案の趣旨も踏まえつつ、市場化テストの平成18年度からの本格的導入に向け、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案(仮称)」を平成17年度中に策定すべく、速やかに制度のあり方を検討してまいりたいと考えております。</p>					
zB030023	内閣府	市場化テスト事業の入札にあたっては、予定価格を事前に公表すること	-	-	b	-	<p>内閣府(市場化テスト推進室)としては、ご提案の趣旨も踏まえつつ、市場化テストの平成18年度からの本格的導入に向け、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案(仮称)」を平成17年度中に策定すべく、速やかに制度のあり方を検討してまいりたいと考えております。</p>					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望	
zB030022	内閣府	市場化テストの実施にあたり、低入札価格調査の透明性の確保と事後チェックの徹底を図ること	5130	5130B004	1	1	民間企業	4	市場化テストの実施にあたり、低入札価格調査の透明性の確保と事後チェックの徹底を図ること	市場化テスト事業の基準価格を下回る入札に対する調査の過程・内容・結果等の公表を義務づけ、他の入札参加者による異議申し立てを認める等の方法により選定プロセスの透明性を確保するとともに、当該事業につき適切な履行がなされているか事後チェックを徹底すべきである	現行の低入札価格調査は、調査の内容・結果等の公表が一切行われず、客観性・透明性の点で大きな問題があります。低入札価格調査にあたっては入札主体に入札金額の積算資料を提出させ、積算に根拠がない場合や、そもそも資料が提出できない場合には失格とすべきです。また、本積算資料と判定結果については、少なくとも入札参加者に公表を義務づけ、異議申し立ての機会も保障すべきです。さらに、履行が可能と判断され契約がなされた場合も、履行の状況について継続的・定期的な事後チェックを行い適正な履行を担保すべきであります。				添付資料： 「市場化テストの推進にかかる要望書」 1 市場化テスト法の早期制定 2 市場化テスト法の制定にあたってご留意いただきたい事項 3 その他市場化テストの対象とすべき具体的事業
zB030023	内閣府	市場化テスト事業の入札にあたっては、予定価格を事前に公表すること	5130	5130B005	1	1	民間企業	5	市場化テスト事業の入札にあたっては、予定価格を事前に公表すること	会計法令上の特例措置を設けることにより、市場化テスト事業の入札に際し、あらかじめ予定価格を公表する	会計法令上、公共調達においては、予定価格の制限の範囲内で入札した者でなければ契約の相手方とはできず、且つその予定価格は「封書」として秘密扱いにすることとされています。しかし、入札参加者の側からすれば、上限価格を想定せずにサービス内容を決定することは不可能であり、予定価格の秘匿は、参加者の心理的負担を高めるだけでなく、予定価格を探ろうとする不正行為を誘発するなど、入札の透明性を大きく阻害するものです。すでに地方公共団体では予定価格の事前公表が広がりつつあることから、市場化テストにおいても、会計法令上の特例措置を設け、予定価格を事前に公表できるようにしていただきたい。				添付資料： 「市場化テストの推進にかかる要望書」 1 市場化テスト法の早期制定 2 市場化テスト法の制定にあたってご留意いただきたい事項 3 その他市場化テストの対象とすべき具体的事業

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030024	内閣府	市場化テスト実施に係る情報公開を徹底すること	-	-	b	-	「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)では、官業に関する情報開示として、「官民間の競争を真に実現するため、市場化テストの対象となる官業について、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る十分な情報を透明化し、公開する。」また、競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備として「官民間の競争条件の均一化等が継続的に確保されるようにするため、透明性・中立性・公平性の観点から、市場化テストの実施プロセスに対し、中立的な第三者機関が監視等を行う。」こととされています。 このため、内閣府(市場化テスト推進室)としては、ご提案の趣旨を踏まえて、市場化テストの平成18年度からの本格的導入に向け、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案(仮称)」を平成17年度中に策定すべく、速やかに制度のあり方を検討してまいりたいと考えております。					
zB030025	内閣府	市場化テスト法の対象事業を広く地方公共団体まで含めること	-	-	b	-	「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)においても、市場化テストの検討対象は、国(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む。以下同じ。)及び地方公共団体の全ての事業とされ、また、国は、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行うこととされている。 これらの点を踏まえ、現在、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)」(仮称)を平成17年度中に国会に提出すべく検討を進めているところである。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB030024	内閣府	市場化テスト実施に係る情報公開を徹底すること	5130	5130B006	1	1	民間企業	6	市場化テスト実施に係る情報公開を徹底すること	市場化テストの対象となる事業につき、民間からの情報公開請求を受け付ける窓口を設け、正確なコスト開示を行っていくべきである	今般のモデル事業実施にあたり、所轄官庁から示されたフルコストやパフォーマンスにかかる資料は、いずれも所轄官庁が独自で積算・作成したものであり、客観性や正確性に欠けるものでした。これらのデータが、その後のモデル事業の評価にあたって重要な指標となっていくことからしても、より正確かつ詳細なコスト開示が求められるところです。そこで、市場化テストの対象となる事業については、第三者機関が情報開示請求の窓口となり、担当部署に回答を指示・命令できるような仕組みの構築が必要と考えます。			添付資料： 「市場化テストの推進にかかる要望書」 1 市場化テスト法の早期制定 2 市場化テスト法の制定にあたってご留意いただきたい事項 3 その他市場化テストの対象とすべき具体的事業
zB030025	内閣府	市場化テスト法の対象事業を広く地方公共団体まで含めること	5130	5130B007	1	1	民間企業	7	市場化テスト法の対象事業を広く地方公共団体まで含めること	市場化テスト法の対象に地方公共団体も含めることで、地方公共団体の市場化テスト事業の推進に妨げとなる規制の緩和を図るべきである	地方公共団体は住民との直接的な接点が多く、民間開放にふさわしい公共サービスが多数存在しているにも関わらず、法令の規制等により、市場化テスト事業を推進する環境が必ずしも整っておりません。そこで、市場化テスト法の制定にあたっては、地方公共団体の市場化テスト事業推進の妨げとなる規制につき、特例的に緩和が認められるよう、構造改革特区法に類似した枠組みを盛り込むことが望ましいと考えます。			添付資料： 「市場化テストの推進にかかる要望書」 1 市場化テスト法の早期制定 2 市場化テスト法の制定にあたってご留意いただきたい事項 3 その他市場化テストの対象とすべき具体的事業

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB030026	内閣府 (総務省、文 部科学省、経 済産業省)	産学官連携コーディネータの市場化テ スト	-	<p>市場化テストについては、地方公共団 体における公共サービスの効率化、質 の維持向上を図っていく観点からも、重 要な意義を持つものと考えております。 地方公共団体における市場化テストに ついては、「規制改革・民間開放推進3 か年計画(改定)」(平成17年3月25日 閣議決定)において国は、先進的な地 方公共団体が自発的に市場化テストを 導入・実施することを阻害している現行 法令の改正等、必要に応じ所要の検 討・環境整備を行うこととされていま す。</p> <p>これをふまえ、地方公共団体の業務を 市場化テストにかけるべきとの様々な ご提案につきましては、上記「3か年計 画(改定)」に基づき、地方公共団体に おける市場化テストの導入・実施を阻 害している現行法令があれば、その改 正等環境整備につき、引き続き、当該 法令所管府省と協議・調整を進めてま いります。</p> <p>また、ご提案の事業を実際に市場化テ ストに掛けるか否かについては、各地 方公共団体の自発的なご判断によりま すので、内閣府としては、いただいたご 提案内容を広く地方公共団体に対して 周知して参りたいと考えております。</p> <p>なお、内閣府から関係各省(総務省、文 科省、経産省)に照会したところ、以下 の回答を得ました。</p> <p>「自治体における産学官連携コーデ ィネータ業務については、当省として所管 していない」</p>	d	-	特段の制度改正等を要しない。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB030026	内閣府 (総務省、文 部科学省、経 済産業省)	産学官連携コーディネータの市場化テ スト	5067	5067B007	1	1	つくば市議会議員 五十嵐立 青	7	産学官連携コーディネータの市場化テスト	産学官連携コーディネータ業務を広く市 場化テストにかける	産学官連携コーディネータ業務は、一部 の商工会議所の職員などにより行われて いる。しかし、当該業務は民間の経営に 詳しく人脈や情報が多い人員もしくは組 織が携わるべきである。そのために、民 間開放することによりサービスの改善を 狙うことができる。 民間も含めた事業者を広く募ることで以 下のような効果を生むことができる。 1. コーディネート事例の増加 経営に詳しく人脈もある人員・組織によ り行うことでコーディネートが進み事例 が増加する。 2. 産学官連携による効果の創出 上記に関連して、効果創出できる事例も 創出が期待される。	自治体の産学官連携コーディネーター業 務全般		